

三田市長 森 哲男 様

三田市民病院をまもる会  
(旧三田の地域医療と介護をよくする会)

代 表

氏 名

連絡先 〒669-1544  
三田市武庫が丘2丁目

住 所

FAX  
携 帯  
メー ル

三田市民病院の再編に関わる構想の枠組みについて  
市民と30万人医療圏利用者への説明を求める

2019年7月23日神戸新聞によると、森哲男三田市長は「三田市と神戸市北区という旧有馬郡で、関係者と調整しながら急性期医療を担う広域基幹病院の枠組み作りを進める。規模は450～500床を考えている。神戸市に関わってもらうことも選択肢とし、本年度中には、構想の枠組みを示したい」と表明しました。

この市長表明について9月9日三田市議会で長尾明憲議員が真意を質しましたが、本来市長が答弁すべきところ、代わりに答弁に立った米田義正市民病院副院長は、市民病院は旧有馬郡だけでなく三田市、丹波篠山市、吉川町、神戸市北区、西宮市北部などの「30万人医療圏（平成28年度三田市民病院改革プランでの規定）」に広域的な利用者があることを認めた上で、三田市民病院に関わる再編の構想案が決まれば説明が必要と答弁しました。また、30万人医療圏には公立(市立)病院がなく、民間病院も三田市民病院の統合再編の対象になるとの認識を示しました。

その後、2019年9月11日の神戸新聞によると、森哲男市長は10日の市議会で、三田市と北神地域の急性期医療について、済生会兵庫県病院と連携する協議を始めると明らかにしたとしています。

そうすると、三田市民だけではなく、神戸市北区住民に重大な影響を与えるものです。神戸市長の協力を得るとはどういう意味なのか、森市長が明らかにすべきです。本年度中に構想の枠組みを示すというのも、その手続きと日程も明示すべきです。

三田市民に対しては、三田市まちづくり基本条例により、構想案を決めた後ではなく、再編枠組みの企画段階から住民参加が必要となります。また、三田市民病院は医療法に基づき利用者を市民に限定する事はできず、公立病院として30万人医療圏での利用者全体への説明責任が求められています。

総務省による公立病院改革ガイドライン（総財準第59号平成27年3月31日総務省自治財政局長通知）では、公立病院の再編は住民の理解と納得が必要ともしています。

そこで、三田市民病院の再編により重大な影響を受ける、神戸市北区の住民団体と三田市の住民団体が共同して次の事項を申し入れするものです。この申し入れ事項についての速やかな回答と懇談の機会を設けることを要望します。

#### 申し入れ事項

- 1、2019年9月11日の神戸新聞に掲載された三田市民病院の再編に関わる市長の表明内容について、市長自ら市民に説明して下さい。
  - ・ 連携の中身はどのようなものなのか
  - ・ 診療科目や医師の集約をとるものなのか
  - ・ 総務省による平成32年度期限の再編に関わる財政措置を受けるのか
- 2、7月23日神戸新聞報道により三田市長の表明について
  - ・ 神戸市長の協力を求めるとはどういうことか
  - ・ 本年度中に構想の枠組みを示すとは、どういう手続きで行うのか
- 3、三田市民病院は市内に存続充実させて下さい。
  - ・ 連携から統合再編に向かった場合、新病院はどこに立地するのか
- 4、三田市長による市民病院再編の構想は、三田市まちづくり基本条例にもとづき企画段階から住民参加を保障して下さい。
- 5、三田市民病院の30万人医療圏での利用者(三田市、神戸市北区、西宮市北部、丹波篠山市、吉川町の住民)への説明責任を果たして下さい。
- 6、済生会兵庫県病院との連携や再編は、済生会病院利用者の合意と納得を前提としてください。
- 7、三田市民病院の再編に関する説明会は、市内各所及び30万医療圏の各地できめ細かく行って下さい。

送付先 三田市市民病院改革プラン推進課 電話079-559-5051  
FAX079-565-2181